

別 紙

令和元年度

通 所 介 護

集 団 指 導 資 料

(別 紙)

香川県健康福祉部 長寿社会対策課

高松市健康福祉局長寿福祉部 介護保険課

令和2年3月23日

事務連絡  
令和2年2月21日

関係事業所管理者様

香川県健康福祉部長寿社会対策課

指定通所介護及び指定通所リハビリテーションにおける事業所規模  
の区分の確認について

令和2年度の指定通所介護事業所及び指定通所リハビリテーション事業所の介護報酬の基になる事業所規模の区分については、令和元年度（平成31年4月～令和2年2月の11ヶ月）の1月当たりの平均利用延人員数によって決定します。（前年度の実績が6月に満たない事業者又は前年度から25%以上定員を変更する事業者の場合、別の算定方式となりますので、ご注意ください。）

令和2年度も継続して事業を実施する事業所は、事業所規模の区分が変更になるかどうかを確認し、変更になる場合は下記のとおり届出書を提出してください。

区分に変更がない場合には、提出する必要はありません。

記

1. 提出書類

- (1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- (2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- (3) 事業所規模算出の根拠書類（別紙1又は別紙2参照、事業所作成の任意様式でも可）

2. 提出期間 令和2年3月15日

※ 令和2年4月1日付けで介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等の変更がある場合は、事業所規模の変更と合わせて1回で提出してください。

3. 提出先 ○所在地が高松市内である事業所

高松市 健康福祉局 長寿福祉部 介護保険課 相談指導係  
電話 (087) 839-2326

○所在地が高松市以外である事業所

香川県 健康福祉部 長寿社会対策課 在宅サービスグループ  
電話 (087) 832-3269

4. その他

事業所規模算出については、次の参考様式を掲載しますので、ご活用ください。

- (1) 別紙1 規模別報酬計算表（通所介護）
- (2) 別紙2 規模別報酬計算表（通所リハビリテーション）

## [参考1]

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第36号 平成12年3月1日抜粋）

### <通所介護>

第2 居宅サービス単位数表に関する事項 7通所介護費（4）事業所規模による区分の取扱い

- ① 事業所規模による区分については、施設基準第五号イ（1）に基づき、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費を区分しているところであるが、当該平均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者（中略）が指定介護予防通所介護事業者若しくは第1号通所事業の指定のいずれか又はその双方の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所介護事業所及び当該第1号通所事業における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含む（指定介護予防通所介護事業所における平均利用延人員数については、平成30年度分の事業所規模を決定する際の平成29年度の実績に限る。）こととされているところである。したがって、仮に指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者若しくは第1号通所事業の指定のいずれか又はその双方を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該指定介護予防通所介護事業所又は当該第1号通所事業の平均利用延人員数は含めない取扱いとする。
- ② 平均利用延人員数の計算に当たっては、3時間以上4時間未満、4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者（2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者を含む。）については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。また、平均利用延人員数に含むこととされた指定介護予防通所介護事業所又は第1号通所事業の利用者の計算に当たっては、指定介護予防通所介護（旧指定介護予防サービス等基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。）又は第1号通所事業の利用時間が5時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、利用時間が5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満の利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。ただし、指定介護予防通所介護事業所又は第1号通所事業の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。

また、1月間（暦月）、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利用延人員数については、当該月の平均利用延人員数に7分の6を乗じた数によるものとする。
- ③ 前年度の実績が6月に満たない事業者（新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む。）又は前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、都道府県知事に届け出た当該事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。
- ④ 毎年度3月31日時点において、事業を実施している事業者であって、4月以降も引き

続き事業を実施するものの当該年度の通所介護費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所介護費を算定している月（3月を除く。）の1月当たりの平均利用延人員数とする。（以下略）

#### <通所リハビリテーション>

##### 第2 居宅サービス単位数表に関する事項 8 通所リハビリテーション（7）平均利用延人員数の取扱い

- ① 事業所規模による区分については、施設基準第六号イ（1）に基づき、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所リハビリテーション費を区分しているところであるが、当該平均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所リハビリテーション事業所に係る指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含むこととされているところである。したがって、仮に指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の平均利用延人員数は含めない取扱いとする。
- ② 平均利用延人員数の計算に当たっては、1時間以上2時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の1を乗じて得た数とし、2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者及び3時間以上4時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者及び5時間以上6時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。また、平均利用延人員数に含むこととされた指定介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者の計算に当たっては、指定介護予防通所リハビリテーションの利用時間が2時間未満の利用者については、利用者数に4分の1を乗じて得た数とし、2時間以上4時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、利用時間が4時間以上6時間未満の利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。ただし、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。

また、1月間（暦月）、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利用延人員数については、当該月の平均利用延人員数に7分の6を乗じた数によるものとする。
- ③ 前年度の実績が6月に満たない事業者（新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む）又は前年度から定員をおおむね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、都道府県知事に届け出た当該事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。
- ④ 毎年度3月31日時点において、事業を実施している事業者であって、4月以降も引き

続き事業を実施するものの当該年度の通所リハビリテーション費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所リハビリテーション費を算定している月（3月を除く。）の1月当たりの平均利用延人員数とする。（以下略）

〔参考2〕

介護報酬Q&A（通所介護・通所リハビリテーション共通）

（1）事業所規模区分（24.3.30 問10）

問 事業所規模による区分について、前年度の1月あたりの平均利用延人員数により算定すべき通所サービス費を区分しているが、具体的な計算方法如何。

答 以下の手順・方法に従って算出すること。

- ① 各月（暦月）ごとに利用延人員数を算出する。
- ② 毎日事業を実施した月においては、当該月の利用延人員数にのみ7分の6を乗じる（小数点第3位を四捨五入）
- ③ ②で算出した各月（暦月）ごとの利用延人員数を合算する。
- ④ ③で合算した利用延人員数を、通所サービス費を算定している月数で割る。

※ ②を除き、計算の過程で発生した小数点の端数処理は行わないこと。

〔具体例〕 6月から10月まで毎日営業した事業所の利用延人員数の合計

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
延べ人数	305.00	310.50	340.75	345.50	339.25	345.50	350.75	309.50	300.75	310.50	301.00	—
×6/7	—	—	292.07	296.14	290.79	296.14	300.64	—	—	—	—	—
最終人数	305.00	310.50	292.07	296.14	290.79	296.14	300.64	309.50	300.75	310.50	301.00	3313.03

→ 利用延べ人数（4月～2月）・・・3313.03人

平均利用延人員数＝3313.03人÷11ヶ月＝301.184・・・人

（2）同一事業所で2単位以上提供する場合の計算（H21.3.23 問52）

問 同一事業所で2単位以上の通所介護を提供する場合、規模別報酬の算定は単位毎か、すべての単位を合算するのか。

答 実績規模別の報酬に関する利用者の計算は、全ての単位を合算で行う。

（3）定員変更の例外的適用の取扱い（H20.4.21 問24）

問 通所介護等の事業所規模区分の計算に当たっては、

- ①原則として、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数により、
- ②例外的に、前年度の実績が6月に満たない又は前年度から定員を25%以上変更して事業を行う事業者においては、便宜上、利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数により、  
事業所規模の区分を判断することとなる。

しかし、②を利用することにより、年度末に定員規模を大幅に縮小し、年度を越して当該年度の事業所規模が確定した後に定員を変更前の規模に戻す等、事業所規模の実態を反映しない不適切な運用が行われる可能性も考えられるが、その対応如何。

答 事業所規模の区分については、現在の事業所規模の実態を適切に反映させる方法により決定されるべきであることから、定員変更により②を適用する事業所は、前年度の実績（前年度の4月から2月まで）が6月以上ある事業所が、年度が変わる際に定員を25%以上変更する場合のみとする。

# (別紙1)規模別報酬計算表(通所介護(地域密着型除く))

事業所番号	
-------	--

当該年度の事業実績が6月以上ある事業所は、以下の計算表により確認すること

●平均利用延人員数計算表(2分の1や4分の3の計算を行わずに実数を入力すること)

年月	令和 年										令和 年			延利用 人数計	報酬区分 補正
	報酬区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
人数 要 介 護 ・ 要 支 援	3時間以上4時間未満												0	1/2	
	4時間以上5時間未満												0	1/2	
	5時間以上6時間未満												0	3/4	
	6時間以上7時間未満												0	3/4	
	7時間以上8時間未満												0		
	8時間以上9時間未満												0		
計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
毎日実施(平日に加え、土・日・祝も営業)															
補正後利用人数計(最終人数計)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				

注1) 正月等の特別な期間を除き、毎日事業を実施(平日に加え、土、日、祝日も営業)している事業所は、毎日事業を実施した月の「毎日営業(平日に加え、土・日・祝も営業)」欄に「実施」を選択し、入力すること。

注2) 当該年度の実績が6月に満たない事業者(新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む)又は前年度から定員を25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均延利用人員数については、県知事に届け出た当該事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数となる。

注3) 同一事業所で2単位以上のサービス提供を行っている場合は、全ての単位を合算して算定を行うこと。(注2に該当する場合は、単位ごとに算定すること。)

補正後利用人数年計 (最終人数年計) [A]	0.00	営業月数 [B]	
月平均利用延人数[C](A÷B)			#DIV/0!

【算定区分】;上記[C]で算出した月平均利用延人数

通常規模型事業所	750人以下
大規模型事業所(Ⅰ)	750人超900人以下
大規模型事業所(Ⅱ)	900人超

関係施設・事業所管理者様

香川県健康福祉部長寿社会対策課

令和2年度のサービス提供体制強化加算の算定について（通知）

令和2年度のサービス提供体制強化加算（以下「本加算」という。）の算定については、平成31年4月から令和2年2月の11ヶ月における常勤換算方法により算出した職員数の平均値を用いることとなります。

つきましては、前年度（平成31年4月から令和2年2月まで。以下同じ。）の実績を確認し、同実績が6月以上で、令和2年度は本加算が算定できない場合又は区分が変更となる場合は、下記の届出書を提出してください。（但し、引き続き本加算（区分の変更がない場合に限る。）を算定する場合は、届出書を提出する必要はありません。）

前年度の実績が6月に満たない事業所（新規及び再開を含む。）については、令和2年度も引き続き届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均値を用いることとし、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員割合について、毎月継続的に所定の割合を継続する必要があります。

記

1. 提出書類

- (1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- (2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- (3) サービス提供体制強化加算に関する届出書（勤務形態一覧表等必要な添付書類を含む。）
- (4) サービス提供体制強化加算計算表 前年度の実績計算にあたっては、次の参考様式※をかがわ介護保険情報ネットに掲載しますので、御利用ください。（※介護福祉士等の割合は①及び④、勤務年数3年以上の職員の割合は②、常勤職員の割合は③）

2. 提出期限 令和2年3月15日

※ 令和2年4月1日付で介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等の変更がある場合は、サービス提供体制強化加算の変更と合わせて1回で提出してください。

3. 提出先

○所在地が高松市内にある施設・事業所

高松市 健康福祉局 長寿福祉部 介護保険課 相談指導係

電話(087)839-2326

○所在地が高松市以外にある施設・事業所

(訪問・通所) 香川県 健康福祉部 長寿社会対策課 在宅サービスグループ

電話(087)832-3269

(施設・短期入所) 同施設サービスグループ

電話(087)832-3268

4. その他

地域密着型通所介護に係る指定等については、平成28年4月1日から市町に移行したため、変更等がある場合には、各市町に届け出る必要がありますので、詳細については事業所の所在する市町へお問い合わせください。

## [参考]

(老企第36号 平成12年3月1日)

●指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の判定に伴う実施上の留意事項について

### ○訪問入浴介護

第2の3(7)サービス提供体制強化加算について

①～③(-略-)

④ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月日以降届出が可能となるものであること。

なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。

⑤ 前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。

⑥ 同一の事業所において介護予防訪問入浴介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。

### ○訪問看護

第2の4(25)

① 3(7)①から⑥までを参照のこと。

② 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成21年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成21年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいう。

③ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

### ○訪問リハビリテーション

第2の5(12)

① 訪問看護と同様であるので、4(25)②及び③を参照のこと。

② 指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数が3年以上の者が1名以上いれば算定可能であること。

## ○通所介護

### 第2の7（22）

- ① 3（7）④から⑥まで並びに4（25）②及び③を参照のこと。
- ② 指定通所介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。

## ○通所リハビリテーション

### 第2の8（26）

- ① 訪問入浴介護と同様であるので3（7）④から⑥まで、並びに指定訪問看護と同様であるので4（25）②及び③を参照されたい。
- ② 指定通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員として勤務を行う職員を指すものとする。

なお、1時間以上2時間未満の指定通所リハビリテーションを算定する場合であって、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師がリハビリテーションを提供する場合にあっては、これらの職員も含むものとする。

（老企第40号 平成12年3月8日）

●指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の判定に伴う実施上の留意事項について

## ○短期入所生活介護

### 第2の2（20）

- ① 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。なお、この場合の介護職員に係る常勤換算にあっては、利用者・入所者への介護業務（計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。）に従事している時間を用いても差し支えない。

ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。

なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。

- ② 前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに訪問通所サービス通知第1の5の届出を提出しなければならない。
- ③ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成21年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成21年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいう。
- ④ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職

員として勤務した年数を含めることができるものとする。

⑤ 指定短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員及び機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。

⑥ 同一の事業所において指定介護予防短期入所生活介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。

#### ○短期入所療養介護

第2の3（14）

① 2の（20）①から④まで及び⑥を準用する。

② 指定短期入所療養介護を利用者に直接提供する職員とは、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士として勤務を行う職員を指すものとする。

#### ○特定施設入居者生活介護

第2の4（16）

① 2の（20）①から④まで及び⑥を準用する。

② 指定特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。

#### ○介護老人福祉施設

第2の5（36）

① 2の（20）①から④まで及び⑥を準用する。

② 指定介護福祉施設サービスを入所者に直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。

#### ○介護老人保健施設

第2の6（39）

① 2の（20）①から④まで及び⑥を準用する。

② 介護保健施設サービスを利用者に直接提供する職員とは、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士として勤務を行う職員を指すものとする。

#### ○介護療養型医療施設

第2の7（33）

① 2の（20）①から④まで及び⑥を準用する。

② 指定介護療養施設サービスを利用者に直接提供する職員とは、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士として勤務を行う職員を指すものとする。

#### ○介護医療院

第2の8（35）

① 2の（20）①から④まで及び⑥を準用する。

② 介護医療院サービスを利用者に直接提供する職員とは、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士として勤務を行う職員を指すものとする。

※ 介護予防サービスにおけるサービス提供体制強化加算については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）をご確認ください。

(参考)サービス提供体制強化加算の人材要件

サービス	要件	計算表
訪問入浴介護	<p>○ 研修等を実施しており、かつ、次のいずれかに該当すること</p> <p>I イ 介護福祉士が40%以上配置されていること 又は、介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の合計が60%以上配置されていること</p> <p>I ロ 介護福祉士が30%以上配置されていること 又は、介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の合計が50%以上配置されていること</p>	<p>計算表④</p> <p>計算表①</p>
訪問看護	<p>○ 研修等を実施しており、かつ、3年以上の勤続年数のあるものが30%以上配置されていること</p>	計算表②
訪問リハビリテーション	<p>○ 3年以上の勤続年数のあるものが配置されていること</p>	不 要
通所介護 通所リハビリテーション	<p>○ 次のいずれかに該当すること</p> <p>I イ 介護福祉士が50%以上配置されていること</p> <p>I ロ 介護福祉士が40%以上配置されていること</p> <p>II 3年以上の勤続年数のあるものが30%以上配置されていること</p>	<p>計算表④</p> <p>計算表①</p> <p>計算表②</p>
介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護	<p>○ 次のいずれかに該当すること</p> <p>I イ 介護福祉士が60%以上配置されていること</p> <p>I ロ 介護福祉士が50%以上配置されていること</p> <p>II 常勤職員が75%以上配置されていること</p> <p>III 3年以上の勤続年数のあるものが30%以上配置されていること</p>	<p>計算表④</p> <p>計算表①</p> <p>計算表③</p> <p>計算表②</p>

(注1)介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出にあたっては、サービス提供体制強化加算に関する届出書(様式35号～41号)及び計算書①～④を添付してください。

(注2)「加算有り」から「加算無し」に変更する場合は、サービス提供体制強化加算に関する届出書(様式35号～41号)を除き添付書類は省略して差し支えありません。

# サービス提供体制強化加算計算表①

1 当該事業所で、常勤職員が1か月に勤務する総時間数は何時間ですか？

※就業規則の範囲内で勤務した時間数の最大値を記入

4月	時間=[A]	10月	時間=[G]
5月	時間=[B]	11月	時間=[H]
6月	時間=[C]	12月	時間=[I]
7月	時間=[D]	1月	時間=[J]
8月	時間=[E]	2月	時間=[K]
9月	時間=[F]		

2 各月の、介護職員の総勤務時間数と有資格者の総勤務時間数の実績は何時間でしたか？実績数を元に、常勤換算により人数を計算してください。

※常勤換算人数の計算は小数点第2位以下切捨て

4月	介護職員の総勤務時間数	⇒(ア) =	時間
	(常勤換算人数の計算)	⇒(ア)÷[A]=	人(1)
	有資格者の総勤務時間数	⇒(イ) =	時間
5月	(常勤換算人数の計算)	⇒(イ)÷[A]=	人(2)
	介護職員の総勤務時間数	⇒(ウ) =	時間
	(常勤換算人数の計算)	⇒(ウ)÷[B]=	人(3)
6月	有資格者の総勤務時間数	⇒(エ) =	時間
	(常勤換算人数の計算)	⇒(エ)÷[B]=	人(4)
	介護職員の総勤務時間数	⇒(オ) =	時間
7月	(常勤換算人数の計算)	⇒(オ)÷[C]=	人(5)
	有資格者の総勤務時間数	⇒(カ) =	時間
	(常勤換算人数の計算)	⇒(カ)÷[C]=	人(6)
8月	介護職員の総勤務時間数	⇒(キ) =	時間
	(常勤換算人数の計算)	⇒(キ)÷[D]=	人(7)
	有資格者の総勤務時間数	⇒(ク) =	時間
9月	(常勤換算人数の計算)	⇒(ク)÷[D]=	人(8)
	介護職員の総勤務時間数	⇒(ケ) =	時間
	(常勤換算人数の計算)	⇒(ケ)÷[E]=	人(9)
10月	有資格者の総勤務時間数	⇒(コ) =	時間
	(常勤換算人数の計算)	⇒(コ)÷[E]=	人(10)
	介護職員の総勤務時間数	⇒(サ) =	時間
11月	(常勤換算人数の計算)	⇒(サ)÷[F]=	人(11)
	有資格者の総勤務時間数	⇒(シ) =	時間
	(常勤換算人数の計算)	⇒(シ)÷[F]=	人(12)
12月	介護職員の総勤務時間数	⇒(ス) =	時間
	(常勤換算人数の計算)	⇒(ス)÷[G]=	人(13)
	有資格者の総勤務時間数	⇒(セ) =	時間
1月	(常勤換算人数の計算)	⇒(セ)÷[G]=	人(14)
	介護職員の総勤務時間数	⇒(ソ) =	時間
	(常勤換算人数の計算)	⇒(ソ)÷[H]=	人(15)
2月	有資格者の総勤務時間数	⇒(タ) =	時間
	(常勤換算人数の計算)	⇒(タ)÷[H]=	人(16)
	介護職員の総勤務時間数	⇒(チ) =	時間
3月	(常勤換算人数の計算)	⇒(チ)÷[I]=	人(17)
	有資格者の総勤務時間数	⇒(ツ) =	時間
	(常勤換算人数の計算)	⇒(ツ)÷[I]=	人(18)
4月	介護職員の総勤務時間数	⇒(テ) =	時間
	(常勤換算人数の計算)	⇒(テ)÷[J]=	人(19)
	有資格者の総勤務時間数	⇒(ト) =	時間
5月	(常勤換算人数の計算)	⇒(ト)÷[J]=	人(20)
	介護職員の総勤務時間数	⇒(ナ) =	時間
	(常勤換算人数の計算)	⇒(ナ)÷[K]=	人(21)
6月	有資格者の総勤務時間数	⇒(ニ) =	時間
	(常勤換算人数の計算)	⇒(ニ)÷[K]=	人(22)

3 各月の常勤換算後の人数を転記してください。

	介護職員	有資格者
4月	(1)	(2)
5月	(3)	(4)
6月	(5)	(6)
7月	(7)	(8)
8月	(9)	(10)
9月	(11)	(12)
10月	(13)	(14)
11月	(15)	(16)
12月	(17)	(18)
1月	(19)	(20)
2月	(21)	(22)
合計	[L]	[M]

$$[L] \div \text{実績月数} [M] \div \text{実績月数}$$

1月当たりの平均値 [N]  [O]

※小数点第2位以下切捨て

$$\frac{[O] \text{人}}{[N] \text{人}} \times 100\% = \text{[P] \%}$$

[P]の値がサービス種類ごとに定められる割合以上であれば算定できます。

サービス種類	割合(介護職員総数のうち)
訪問入浴介護	介護福祉士の割合30%以上 又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が50%以上
通所介護 通所リハ	介護福祉士の割合40%以上
短期入所生活介護 短期入所療養介護 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 特定施設入居者生活介護	介護福祉士の割合50%以上

事務連絡  
令和2年2月28日

通所介護事業所 管理者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課

### ADL維持等加算の届出について（通知）

通所介護事業所において、令和2年度からADL維持等加算を算定する場合は、下記の届出が必要となりますので、お知らせします。（※高松市内の通所介護事業所及び各市町の地域密着型通所介護事業所については、各保険者へお問い合わせください。）

#### 記

#### 【令和2年度の算定に必要な届出について】

（注意） 令和元年7月31日までに「ADL維持等加算〔申出〕の有無」を届け出ている事業所が対象です。

「ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について」（平成30年4月6日付け老振発0406第1号、老老発0406第3号）では、当該加算の申出の有無の届出について、「当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の12月15日までに」届出をおこなうこととされていますが、「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.4）（平成30年5月29日）問7」では、申し出た年においては、申出の日の属する月から同年12月までの期間を評価対象期間とするため、評価対象利用開始月から起算して6ヶ月を確保するためには、令和元年7月までに申出の届出を行う必要があるとされています。

#### 1 提出書類

- (1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- (2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1）  
※「ADL維持等加算」を「あり」として届け出てください。
- (3) ADL維持等加算に係る届出書（様式第70号）

※各様式については「かがわ介護保険情報ネット」をご覧ください。

<http://www.pref.kagawa.jp/choju/kaigo/jigyosya/youshiki/kyufuhi.html>

#### 2 提出期限

令和2年3月15日まで

#### 3 提出先

香川県健康福祉部長寿社会対策課 在宅サービスグループ 電話(087)832-3269

#### 4 算定対象事業所の決定

県は、国保連合会が行う算定要件適合の確認結果と、令和2年3月15日までに届出のあった「ADL維持等加算に係る届出書（様式第70号）」の要件を確認した上で、ADL維持等加算の対象事業所を決定します。

#### 5 留意事項

- (1) 「ADL維持等加算〔申出〕の有無」を届け出ている場合でも、算定要件を満たさなければ、算定の対象となりません。
- (2) 算定要件を満たしていても、ADL維持等加算算定の申出や算定の届出をしていない場合は、算定できません。

#### 【令和3年度の算定に必要な届出について】

加算算定期間：令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）

評価対象期間：令和2年1月～12月

加算の算定を希望する場合は、下記の1及び2の届出が必要です。

#### 1 「ADL維持等加算〔申出〕の有無」の届出

（注意）平成30年4月以降、既に届け出ている場合は、改めて提出する必要はありません。

新たにADL維持等加算を算定するために届出（申出）をする場合、届け出た年においては、届出日の属する月から同年12月までが評価対象期間となります。評価対象利用開始月から起算して6ヶ月を確保するためには、前年の7月までに届出（申出）を行う必要があります。

##### (1) 提出書類

- ア 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- イ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1）
  - ※「ADL維持等加算〔申出〕の有無」を「あり」として届け出てください。
  - ※申出を行う時点では、「ADL維持等加算」については「なし」として届け出てください。

##### (2) 提出期限

令和2年7月31日（金）まで

#### 2 「ADL維持等加算に係る届出書（様式第70号）」の届出

（注意）令和2年7月までに「ADL維持等加算〔申出〕の有無」を届け出ている事業所が対象です。

##### (1) 提出書類

- ア 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- イ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1）

※「ADL維持等加算」を「あり」として届け出てください。

ウ ADL維持等加算に係る届出書（様式第70号）

**(2) 提出期限**

令和3年3月15日（月）まで

**(3) 算定対象事業所の決定**

県は、国保連合会が行う算定要件適合の確認結果と、令和3年3月15日（月）までに届け出られた「ADL維持等加算に係る届出書（様式第70号）」の要件を確認した上で、ADL維持等加算の対象事業所を決定します。

**(4) 留意事項**

ア 「ADL維持等加算〔申出〕の有無」を届け出ている場合でも、算定要件を満たさなければ、算定の対象とはなりません。

イ 算定要件を満たしていても、ADL維持等加算算定の申出や算定の届出をしていない場合は、算定できません。

※各届出の様式については「かがわ介護保険情報ネット」をご覧ください。

<http://www.pref.kagawa.jp/choju/kaigo/jigyosya/youshiki/kyufuhi.html>

**【参考資料】**

○ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について（介護最新情報 Vol. 648）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-12300000-Roukenkyoku/0000203422.pdf>

○平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 4）（介護保険最新情報 Vol. 657） 問7

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-12300000-Roukenkyoku/0000210115.pdf>

**【問い合わせ先】**

香川県健康福祉部長寿社会対策課  
在宅サービスグループ

TEL 087(832)3269

24長寿第64244号  
平成25年 3月28日

各指定（介護予防）  
通所介護事業所

各指定（介護予防）  
通所リハビリテーション事業所

様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長  
(公印省略)

指定（介護予防）通所介護及び指定（介護予防）通所リハビリテーション  
の所要時間について

指定（介護予防）通所介護、指定（介護予防）通所リハビリテーションのサービス提供における所要時間（以下「サービス提供時間」という。）については、平成24年3月21日付け24長寿第58529号で、所要時間帯の最低時間からプラス30分（7時間の場合は15分）の余裕を持った時間を含めてサービス提供時間とすることとしているところです。

これは、①利用者の送迎で、利用者の都合で事業所への到着が遅れる場合がある、②日によって、道路の渋滞等の交通事情等で利用者を事業所へ連れてくるのが遅れる場合がある、③利用者が事業所へサービス提供時間前に到着したが、諸事情によりサービス提供の開始時間が遅れる場合がある等の理由で、サービス提供の開始が若干遅れても、利用者が計画どおりのサービス提供を受けることができるようにすることを目的としていたものです。

今回、各事業所におけるサービス提供の実態が様々であることを踏まえ、平成25年4月1日からは、統一的にサービス提供時間を設けるのではなく、上記①～③を考慮のうえ、各事業所において、余裕を持った時間を含めた適正なサービス提供時間を設定いただくこととしました。

なお、サービス提供時間の設定に当たっては、利用者や職員の状況、事業所所在地、交通事情、送迎車両台数等を踏まえ、利用者が計画どおりにサービスの提供を受けることができるよう十分に御配慮のうえ、引き続き、適切な事業運営に努めていただくようお願いいたします。

**【問い合わせ先】**  
香川県健康福祉部長寿社会対策課  
在宅サービスグループ  
電話 087-832-3269、3274